

地震、台風等に際する土砂災害の防止及び砂防に係る技術交流に関する  
財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め

財団法人交流協会(以下「交流協会」という。)と亜東関係協会(以下「双方」という。)は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取り決め」第3項(7)の規定及び2010年4月30日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の2010年における日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」第1項の規定に関連し、次の事項を共に実施し、また、これらにつき必要な関係当局の同意が得られるよう、相互に協力することにつき一致した。

1. 双方は、地震、台風等に際する土砂災害の防止及び砂防に係る技術交流を行うこととし、交流協会は国土交通省、亜東関係協会は行政院農業委員会等の関係担当部局に対し、それぞれ協力を要請する。
2. 双方は、地震、台風等で発生する大規模土砂災害に関する情報及び土砂災害対策・災害復興の経験を相互に共有する。
3. 双方は、毎年交互に専門家を派遣し、協力関係の強化を図るとともに、土砂災害に関する研究、技術開発及び行政施策に関するセミナー等を開催する。
4. 双方は、大学・研究機関等が行う砂防分野での研修及び共同研究を歓迎し、当該大学、研究機関等からの必要な要望に対して可能な範囲で支援する。

2010年12月10日

畠中篤

財団法人交流協会代表  
畠中 篤

彭榮次

亜東関係協会代表  
彭 榮次